

通所型つどいサービスの説明確認書

1. 事業所名

団体名 : 北石切コミュニティ茶論 (略称: 北石切茶論ともいう。)

代表者名: 北村憲正 (キタムラ ケンセイ)

電話番号: 072-982-7432

2. 活動実施内容

活動会場 : 北石切自治会館

活動時間帯 : 当面毎月第3水曜日 10:00~15:00

主な活動内容: 本茶論は、東大阪市の介護予防・日常生活支援総合事業(平成29年4月より開始)の事業対象者を含めた、一般地域住民の親睦、助け合い、子育て支援、児童見守りをも見据えた、地域のつどいの中核場所をつくることを目指します。

3. 利用料について

1) 一般利用者(この会の目的に賛同し、サービスを希望する人)の利用料は、1回200円です。

2) 事業対象者(要支援者及び該当者)の利用料は、ケアプラン月8回までは、1回2時間100円とする。2時間を超える分は、追加利用料100円とする。9回以降の利用料は、1日200円とする。

補足説明:「月1回の開催でなぜ月8回以上になるのか」との疑問にお答えします。総合事業対象者は、ケアプランに基づき当会場以外の通所をご利用される場合があるためです。

3) 小学生以下の利用料は無料とする。

4) その他の利用料

折り紙など当日のイベント(参加義務はない)に必要な材料費等は、必要に応じて参加者から徴収いたします。経理上は、茶論が材料を仕入れ、立替払いし、参加同意者の頭数で割った金額を請求させていただきます。

4. 利用料の徴収について

利用料は毎回入場時に、現金にて徴収させていただきます。その他の利用料については、適時徴収いたします。原則、掛けによる支払いは、ご遠慮願います。

5. サービスの利用に関する留意事項

1) 当茶論は、特に総合事業の事業対象者が参加されている場合、

10時～12時の間は「介護予防ケアマネジメント」に基づいて行われます。

2) 利用を中止していただく場合について

風邪や病気の場合はサービス提供をお断りすることがあります。

当日の健康チェックの結果が思わしくないとか、利用中に体調が悪くなった場合は、サービス内容の変更又は、中止をすることがあります。

3) ほかの利用者やサービス従事者に対する迷惑行為が行われた場合、利用を中止いただく場合があります。

4) お支払いに必要な金銭以外のお金、貴重品は原則、会場へ持ち込まないようお願いします。

5) 利用者やサービス従事者個人に対して、飲食物等の物品のやり取り、金銭の贈与は、ご遠慮願います。但し、当茶論への正式なご寄付は拒みません。

6) 営利行為（バザー等茶論の運営に貢献するものを除く）、ギャンブル、宗教の布教活動、政治活動は禁止します。

注記：書道での写経、年末のクリスマス会等オリジナルは、宗教に関連する行為ですが、既に一般では布教とはみなしません。

7) 会場の設備・備品等の利用は、サービス従事者の指示に従い、充分に注意をお願いします。

8) ペットの持ち込みは禁止します。

9) 場内での喫煙、飲酒は、原則お断りします。なお、場外での喫煙のため一時的な出入は、それを認めます。吸殻、火の後始末は自己責任で処理してください。

6. 緊急時の対応について

1) 日頃より利用者の皆様方へは、緊急時の連絡先と**かかりつけ医登録**をお願いしています。総合事業対象者は、その登録が必須です。未登録の一般利用者に関しては、下記2)項を実施できない場合がございますのでご留意願います。

2) サービス利用中に体調が悪くなった等の緊急時は、利用者の家族等に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて主治医及び最寄りの医療機関、地域包括支援センターに連絡を取る等必要な処置を講じます。

3) 緊急の場合は、救急車を呼ぶことがあります。

7. 情報提供について

私たちは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する

秘密を正当な理由なく第 3 者に漏らしません。ただし、サービス事業者間で行われるサービス担当者会議等においては、必要な情報のみ提供させていただく場合があります。

8. 質問等の受付について

サービスに対する質問やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご質問は以下の窓口で受け付けます。

★ 北村博子（キタムラ ヒロコ） ★電話番号&FAX 072-982-7432

★ 受付期間 月曜日～金曜日、19時～21時 なお、なるべく第3水曜日の開場日に合わせて、会場にて直接お問い合わせください。

9. 総合事業の事業対象者向け特別留意事項

利用の中止、変更、追加については、利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更を希望される場合は、サービス提供の24時間前までに地域包括センターへ申し出てください。サービスの利用の変更・追加については、ご相談に応じます。なお、サービス利用の変更・追加の申し出に対して、会場の稼働状況により利用者の希望期間にサービス提供できない場合、他の利用可能日時や他の会場を利用者に提示して協議します。

当茶論のサービス利用の開始にあたり、平成 年 月 日に総合事業の事業対象者又は代理人に対して、本書面に基づいて事業の説明をします。

(説明者) 住 所 東大阪市北石切町4番42号
団 体 名 北石切コミュニティ茶論
代表氏名 北村 憲正 (ケンセイ)

私は、本書面により、平成 年 月 日に説明者から当茶論のサービスについて、事業の説明を受けたことを認めます。

(利用者) 住 所
氏 名 ⑩

(利用者代理人) 住 所
氏 名 ⑩